

同条第一号中「第二十条の二」とあるのは、第二十条の二又は規則「六一」(第六条の二)第一項」と、「第三十三条」とあるのは、「それぞれ第三十三条又は同項」と、「合計額」を「合計額」をとあるのは、「合計額」と平均給与額に加重前の障害等級に応じて得た金額とを合計した金額をと、同条第二号中「第二十条の二」とあるのは、「第二十条の二又は規則「六一」(第六条の二)第一項」と、「第三十三条」とあるのは、「それぞれ第三十三条又は同項」と、「合計額」とあるのは、「合計額」と平均給与額に加重前の障害等級に応じて得た金額とを合計した金額とする。

(行方不明補償)

第八条 船員が公務上行方不明となつたときは、実施機関は、行方不明補償として、当該船員の被扶養者に対し、行方不明となつた日の翌日から、その行方不明の間(その期間が三月を超えるときは、三月間)、一日につきその行方不明となつた日に事故により負傷したものとした場合における平均給与額に相当する金額を支給するものとする。ただし、行方不明の期間が一月に満たない場合は、この限りでない。

規則「六一」(第十五条の規定は、前項の平均給与額の算定について準用する。

行方不明補償を受けることができる被扶養者は、船員が行方不明となつた当时主としてその者の収入によつて生計を維持していた者で次の各号の一に該当するものとする。

一　当該船員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫及び祖父母

二　当該船員の三親等内の親族で当該船員と同じ世帯に属するもの

三　当該船員の配偶者のうち、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子又は父母で当該船員と同一の世帯に属するもの

四　船員が行方不明となつた當時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、当該船員が行方不明となつた當時主としてその者の収入によつて生計を維持していた子とみなす。

五　行方不明補償を受けるべき者の順位は、第三項各号の順序とし、同項第一号及び第三号に掲

げる者のうちには、それが当該各号に掲げる順序とし、同項第二号に掲げる者のうちには、あつては親等の少ない者を先にする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にして、祖父母については養父母の父母亲を先にし、実父母の父母亲を後にして、父母の養父母を先にし、父母を後にする。

6 以上あるときは、行方不明補償の金額は、第一項本文の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人數で除して得た金額とする。

(遺族補償一時金)

第九条 船員に係る遺族補償一時金の額は、平均給与額に千八十を乗じて得た額(補償法第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額)とする。

2 船員である海上保安官又は海上保安官補の補償法第二十条の二又はこの規則第六条の二第一項に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金の額は、前項の規定にかかわらず、規則六一〇第三十条各号に掲げる者の区分に応じ平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額と当該額に百分の五十を乗じて得た額との合計額に、平均給与額に千八十を乗じて得た額と平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額との差額を加算した額(同法第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額)とする。

(障害補償年金差額一時金)

第十条 障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金金額との差額を加算した額)及び当該障害補償年金金額との差額を加算した額(同法第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額)により算定した額)と同一の額とする。

障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第六条の三の規定の適用を受ける者が死亡した場合における規則一六一〇第三十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「掲げた額（当該障害補償年金について同法第二十二条の二の規定が適用された場合にあっては、その額に第三十三条に定める率を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは、「掲げる額とその額に規則一六一〇第六条の二第一項に掲げる率を乗じて得た額との合計額」と、同条第二号中「掲げる額（当該障害補償年金について同法第二十二条の二の規定が適用された場合にあっては、その額に第三十三条に定める率を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは、「掲げる額とその額に規則一六一〇第六条の二第一項に掲げる率を乗じて得た額との合計額」とあるのは、「掲げる額とその額に規則一六一〇第六条の二第一項に掲げる率を乗じて得た額との合計額」と、「第二十六条」とあるのは、「同規則第六条の三の規定により読み替えられた第二十六条」と、「の規定による額（同法第二十条の二に規定する公務上の災害に係るものにあっては、同条の規定により加算された額）」とあるのは、「及び同規則第六条の二第一項の規定による額」とする。

